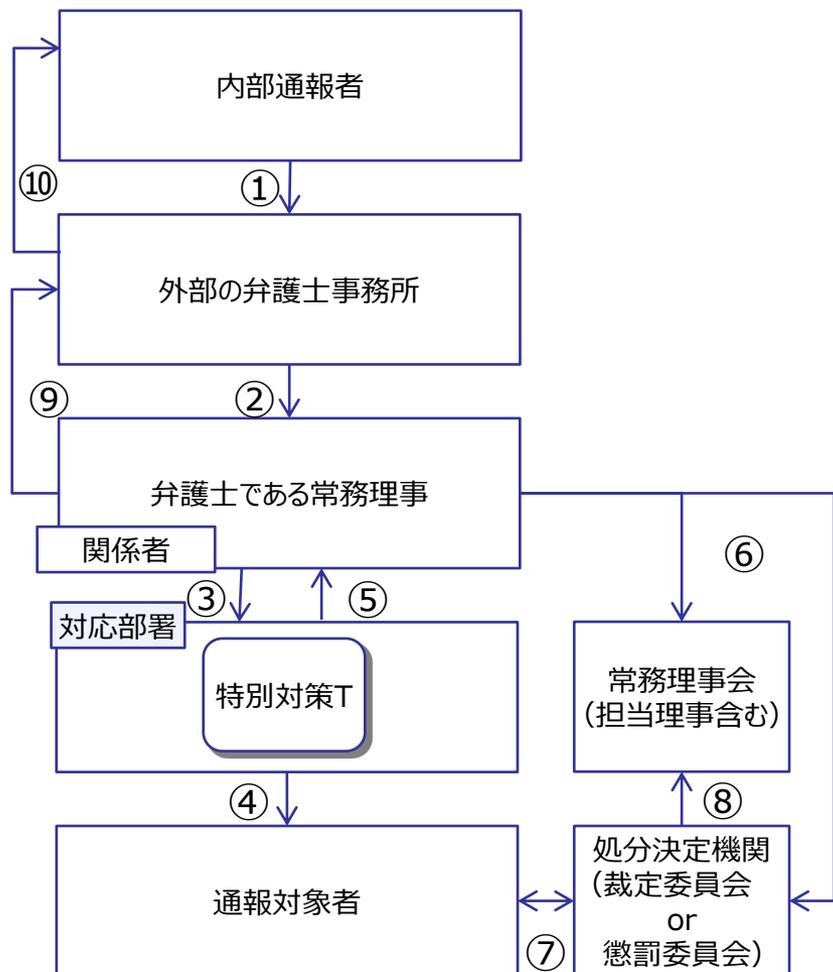


# 内部通報制度（全柔連コンプライアンスホットライン）

- 当連盟における倫理規定違反や法令等に抵触する可能性のある事案の早期発見と是正を図ることを目的とする。
- 通報・相談できるのは全柔連登録者、全柔連および加盟団体の役職員のみ。

## ○通報から対応までの流れ



## 通報制度の運用

- ①情報の匿名性を担保するため、一次受付は外部弁護士事務所が受付。（通報は封書、メールにて受付）
- ②外部弁護士事務所に通報された事項は、全て弁護士である常務理事に報告。
- ③弁護士である常務理事は当該事項の内容・特性に応じて関係者と協議した上、特別対策チームを設置し、対応を依頼。
- ④特別対策チームは通報対象者等に事実確認、調査を実施。
- ⑤特別対策チームは通報事項についての調査の進捗、結果を弁護士である常務理事に報告。
- ⑥弁護士である常務理事は常務理事会にて対応方針や報道機関への開示等を検討し、必要に応じて裁定委員会に対応を指示。
- ⑦裁定委員会は通報対象者に対応事項を通知し、不服申立てがあれば受付。
- ⑧処分決定機関は決定した処分を常務理事会に報告する。
- ⑨弁護士である常務理事は調査結果、対応結果を外部窓口の弁護士事務所に報告。
- ⑩調査結果、対応結果を内部通報者にフィードバック。